

16 世紀スペインにおける修史事業

La historiografía oficial en la España del siglo XVI

内村 俊太

UCHIMURA Shunta

RESUMEN

En este ensayo se analiza el proyecto de elaboración de la “historia oficial” en tiempos de la monarquía española del siglo XVI.

Durante la época de los Austrias los cronistas reales escribían la historia de “España” para establecer la legitimidad del poder real sobre los distintos reinos que constituían la monarquía hispánica. En el capítulo I, presentamos los libros publicados o planeados por los cronistas reales en la segunda mitad del siglo XVI.

Sin embargo, los cronistas de la Edad Moderna, en el mundo intelectual del Humanismo, tenían conciencia de la necesidad de las fuentes históricas para escribir la historia con verosimilitud. El tema del capítulo II es el memorial que en 1555 Juan Páez de Castro le presentó al emperador Carlos V sobre este asunto. Le habla de “las cosas necesarias para escribir la historia” con el objeto de convencerle de que había que coleccionar varios tipos de fuentes para escribir la historia de la monarquía hispánica (las leyes de cada reino, los fueros de las ciudades, los documentos conservados en los conventos, los perfiles de los cortesanos, el diario del propio emperador, etc.). Entre estos materiales de historiografía se subrayaba la topografía con los elementos necesarios para escribir la historia detallada de un país.

Aunque Páez de Castro no llegó a completar el libro, su plan de coleccionar las topografías de los dominios del rey inspiró otro proyecto “Las Relaciones Topográficas”(1574-1586) que analizamos en el capítulo III.

En la Corona de Castilla (Castilla la Nueva) la corte enviaba a cada pueblo un cuestionario sobre aspectos económicos, institucionales, sociales, religiosos, y luego cada pueblo enviaba a Madrid su relación con la información topográfica. De este modo por fin la corte pudo conseguir más de 700 relaciones topográficas de los pueblos castellanos para “escribir la descripción e historia de los pueblos” como una parte de la historiografía oficial.

Aunque los cronistas no aprovecharon del todo estas relaciones, se puede afirmar que el proyecto de historia oficial del siglo XVI fue un intento de recoger varios tipos de fuentes históricas y de tratar de utilizarlas para aumentar la verosimilitud de su historiografía.

はじめに

イベリア半島に活版印刷が導入されたのは、1470年代のことであった。そのため、カトリック両王の下で成立したスペイン君主国 Monarquía Hispánica は、中世とは比較にならない規模でモノとしての書物が大量に流通する近世ヨーロッパにおける知のあり方を前提として生まれ育つことになった¹。カスティーリャ王国 Corona de Castilla とアラゴン連合王国 Corona de Aragón を礎として誕生したスペイン君主国は、16世紀にはハプスブルク朝の下でヨーロッパとアメリカ大陸にまたがる統治領域を出現させた。もちろん、ここでいうスペイン君主国とは、ハプスブルク家の当主を共通の君主とする諸国が同君連合によってゆるやかに結びついたものにならず、実体としての統一国家が存在していたわけではない。エリオットはこのような近世ヨーロッパに広くみられた国制を「複合君主政」と表現しているが、16世紀のスペイン君主国とは、王朝の家産としての構成諸国（イベリア内ではカスティーリャ王国、ナバーラ王国、アラゴン連合

1 我が国のスペイン史研究では、Monarquía Hispánica の訳語としては「スペイン王国」が定着している。ただし本稿では、複合君主政の構成諸国であるカスティーリャ王国やバレンシア王国などと表記が混乱する恐れがあるため、複合君主政で統治される全体である Monarquía Hispánica を「スペイン君主国」と表記し、位相の差を明確にしたい。

王国をなすアラゴン・カタルーニャ・バレンシアの三国、そして1580年以降はポルトガル王国)が君主を結び目とすることで生まれた複合君主政の典型例であった²。エリオットは複合君主政の特徴として、王権が構成各国における特権身分層による自治を認め、彼らとの個別的な協力関係に依存せざるをえなかった点を強調している。彼は、この関係を支配と服従による硬質な関係としてではなく、王権と特権身分層の相互交渉にもとづく「同盟」とも表現し、複合君主政における構成諸国の統合がゆるやかなものであったことを指摘している。このように、制度的な意味での政治権力が制限されていたからこそ、スペイン王権は大量に流通しはじめた書物によって、みずからの正統性を宣布する必要があったのである。

そのような出版物のなかで、王権がとくに重視した分野が歴史書であった。すでに中世のイベリア諸国でも、13世紀のカスティージャ王アルフォンソ10世の下での『第一総合年代記』や、アラゴン連合王国のハイメ1世による『勲功録』など、王権による歴史書の編纂はなされていた。しかし16世紀のスペイン王権による歴史編纂は、後述するようにきわめて組織的な修史事業として展開した点で、中世の先行例とは異なる。このような近世王権の下での組織性に着目し、公的なプロジェクトとしての修史事業の全体像を明らかにしたい。それによって、複合君主政のために制度的な制約を抱えていた近世王権だからこそ、歴史編纂という知の分野ではどのような意図をもって行動していたか、またそれが現実の国制の枠内ではどのように展開したかを分析することが本稿の目的である。

さて、近世スペインにおける王権の修史事業については、すでに多くの先行研究で言及されているが、とくにケーガンによる貢献が重要であろう。その主著『クリオと王権』では中世から18世紀にかけての歴史編纂が包括的に論じられており、本稿もそれに依拠するところが大きい³。彼は、近世スペインにおいて公的な政治権力の担い手から承認や支援をうけた歴史書を公定史(オフィシャル・ヒストリー)と位置づけ、都市当局による都市年代記や、王権に仕える国王修史官 *cronista del rey* などによる歴史書を取りあげている。『クリオと王権』では、王権の下での公定史が実録(特

2 J. H. Elliott, "A Europe of Composite Monarchies", *Past and Present*, 137, 1992, pp. 48-71.

3 R. L. Kagan, *Clio and the Crown. The Politics of History in Medieval and Early Modern Spain*, Baltimore, 2009.

定君主の事績録)、国史(一国全体を対象とする通史)、植民地史、当代史(王権の政治・軍事行動を擁護する同時代史)に大別され、ハプスブルク期にどのような修史官が登用され、歴史編纂にあたったかが論じられている。筆者が旧稿でとりあげた『スペイン総合年代記 *Crónica general de España*』(1553～1586年)も、このような国王修史官が著した国史であった⁴。

本稿では、この『スペイン総合年代記』も含めて、スペイン王権の下で編纂された歴史書の概略を整理しつつ、さらに、修史事業というプロジェクトそのものをより広い意味で捉えたい。すなわち、ケーガンをはじめとする先行研究では言及されつつも踏み込んだ考察がなされているとはいいがたい、歴史を書くという営みの前提となる史料収集のための活動もあわせて、修史事業の全体像を提示することをめざす。そのために、国王修史官パエス・デ・カストロが1555年に提出した建白書「歴史叙述に必要な事柄について *De las cosas necesarias para escribir la Historia*」⁵の分析にもとづき、歴史編纂のために具体的にはどのような史料が必要だと認識されていたかを明らかにしたうえで、その史料収集の構想が実行に移された「地誌報告書 *Relaciones topográficas*」の収集(1574～1586年)を修史事業の一環として再評価したい。それによって、これまでかならずしも明確になっていなかった、スペイン王権による修史事業の全体像を示し、王に仕える修史官が著した個々の歴史書についてテキスト分析を今後進めていくための予備的な考察とする。

一、スペイン王権の修史官

本節では、ケーガンをはじめとする先行研究に依拠しながら、王権に仕える修史官職について概観したうえで、16世紀の修史官が執筆した歴史書についての基礎情報を一瞥しておきたい。

まず、国王修史官という官職が制度化されたのは、1450年代のカス

4 内村俊太「16世紀スペインにおける王権の歴史意識—『スペイン総合年代記』をてがかりとして」『西洋史学』240号、2011年、36～52頁。

5 J. Páez de Castro, “De las cosas necesarias para escribir la Historia”, *La ciudad de Dios*, 28, 1892, pp. 601-610 y 29, 1892, pp. 27-37.

ティーリャ宮廷においてのことだった⁶。ケーガンによると、16世紀の国王修史官はカスティーリャ顧問会議の下での終身職とされ、定員は設けられなかった。この職にある者は、1年のうち最低4ヶ月間は宮廷に滞在し、毎年末にその年の出来事についての報告書を提出することを義務づけられながら、各種の歴史書を執筆することを任務とした⁷。この国王修史官には、ハプスブルク期をつうじて23名の人文学者や聖職者が登用された。彼らは主としてカスティーリャ王国出身者か、そこで学問形成をとげた人材であり、この官職にはカスティーリャ起源の性格が色濃く残っていたといっ
てよい⁸。ただし、国王修史官はあくまで王権による任免が可能な宮廷官職であり、カスティーリャ王国の身分制議会からの干渉はうけず、王に直属した。さらにケーガンは、国王修史官がシマンカスやエル・エスコリアルにある王権所蔵の書籍や文書を独占的に閲覧できた点を強調している⁹。というのも、近世においてはこの点こそが、修史官による歴史叙述が市井の文筆家によるそれを上回る説得力をもつ根拠とみなされていたからである。このように国王修史官とは、カスティーリャ由来の性格を残しつつも、王権に直属するという意味において、スペイン君主国のなかで特権的な立場にある歴史の書き手であった。

なお、国王修史官が機能するのはハプスブルク期までのことであり、18世紀前半には廃止されていく。ブルボン朝は新規の任命を行わず、ハプスブルク朝が最後に任命したサラサル・イ・カストロ国王修史官が1734年

6 R. Tate, “El cronista real castellano durante el siglo quince”, VV. AA., *Homenaje a Pedro Sáinz Rodríguez*, t. III, Madrid, 1986, pp. 659-668.

7 Kagan, *op. cit.*, p. 68.

8 ハプスブルク朝が任命した23名の国王修史官は以下のとおり（括弧内は在任期間）。ピエトロ・マルティレ・ダンギエラ（1520～26年）。ベルナルディーノ・デ・ジェンティーレ（1523～26年）。アントニオ・デ・ゲバラ（1526～45年）。フアン・ヒネス・デ・セプルベダ（1536～73年）。フロリアン・デ・オカンボ（1539～58年）。ベルナルベ・ブスト（1546～?）。ペドロ・メヒア（1548～51年）。フアン・パエス・デ・カストロ（1555～70年）。アンブロシオ・デ・モラレス（1564～91年）。エステバン・デ・ガリバイ（1592～99年）。アントニオ・デ・エレラ（1598～1621年）。ブルデンシオ・デ・サンドバル（1599～1620年）。アタナシオ・デ・レベラ（1603～?）。フアン・デ・ラ・プエンテ（1605～?）。ペドロ・デ・パレンシア（1608～20年）。ヒル・ゴンサレス・ダビラ（1617～58年）。フランシスコ・デ・リオハ（1621～59年）。トマス・タマーヨ・デ・バルガス（1625～41年）。ホセ・ペリセール（1629～79年）。アントニオ・デ・ソリス（1661～86年）。フランシスコ・デ・ソタ（1679～?）。ペドロ・アバルカ（1682～97年）。ルイス・デ・サラサル・イ・カストロ（1685～1734年）。

9 Kagan, *op. cit.*, p. 104.

に死去するのを待って、後任を補充しないまま、1738年にフランス式の王立歴史アカデミア Real Academia de la Historia を公認するにいたる¹⁰。ブルボン王権は、ハプスブルク期に国王修史官が担っていた公的な歴史を編纂する権限をこのアカデミアに移管したのである。そのため18世紀のブルボン期には、新組織王令によってアラゴン連合王国を解体して複合君主政を脱した「スペイン」国家の下、かつての構成諸国の枠を超えてスペイン全体での歴史研究に王立歴史アカデミアが影響力をふるう体制が構築されていくのである。その意味で、カスティーリャ起源の性格を残しつつも王権に直属する国王修史官とは、財政・軍事においてカスティーリャ王国に依存しながらスペイン君主国を治めたハプスブルク王権に学知の領域において仕えるという、複合君主政の時代だからこそ意義のある官職であったといえよう。

その一方で16世紀のハプスブルク王権は、アメリカ大陸における植民地体制の整備と並行して、植民地史を描くための官職も新設した。1560年代後半からは現地に辣腕の副王が派遣される一方、マドリードの宮廷でもインディアス顧問会議の再編が進められ、それを指揮したオバンド議長は1571年にインディアス修史官 *cronista mayor de las Indias* とインディアス地理編纂官 *cosmógrafo mayor de las Indias* という二つの官職を新たに設けた。ともに定員は1名であり、前者はアメリカ世界の歴史編纂を、後者はその地理情報の管理を担当するものであった。地理編纂官は1628年に廃止されるものの、インディアス修史官は初代のロペス・デ・ベラスコ以降、ハプスブルク期には10名の人物が起用された。そのうち5名は国王修史官との兼任であり、両修史官職が密接な関係にあったことが窺われる¹¹。もちろん、このような制度が設けられた背景には、スペイン王権によるアメリカ統治を否定的に論じ、将来的にはその統治権をキリスト教化された先住民に返還すべきと主張するラス・カサスに連なる議論の存在

10 *Ibid.*, pp. 278-279.

11 *Ibid.*, pp. 151-162. ハプスブルク期の10名のインディアス修史官は以下のとおり。フアン・ロペス・デ・ベラスコ (1571～91年)、フアン・アリアス・デ・ロヨラ (1591～96年)、アントニオ・デ・エレラ (1596～1625年、国王修史官と兼任)、ルイス・トリバルドス・デ・トレード (1625～35年)、トマス・タマーヨ・デ・バルガス (1635～41年、兼任)、ヒル・ゴンサレス・ダビラ (1643～58年、兼任)、アントニオ・デ・レオン・ピネーロ (1658～60年)、アントニオ・デ・ソリス (1660～86年、兼任)、ペドロ・フェルナンデス・デル・プルガール (1686～?)、ルイス・サラサル・イ・カストロ (1698～1734年、兼任)。

があり、王権はそれへの反論の必要を意識していたといえよう。

では、スペイン王権に仕えるこれらの修史官、とくに国王修史官は具体的にはどのような歴史書を執筆していたのであろうか。本稿でもケーガンによる歴史書の分類を踏襲して論を進めるが、まず指摘しておくべきなのは、16 世紀の修史事業は王が歴史書に対してもっていた個人的な志向から影響をうけていた点であろう。ケーガンによると、中世的な騎士道理念を奉じるカルロス 1 世はみずからの実録を望み、アリストテレス学者セブルベダをはじめとする 8 名の国王修史官を任命した。たとえば、国王聴罪師を兼ねたゲバラ国王修史官はチュニス親征（1535 年）に同行し、その十字軍的な事績を称える実録の執筆を期待されたという¹²。それに対して、カルロス 1 世期に国史を担当したのはオカンポ国王修史官のみであった。1539 年に起用されたサモラ聖堂参事会員オカンポは、1543 年に『スペイン総合年代記』の第 1 巻初版（1553 年に第 2 版）を刊行し、旧約聖書の時代からポエニ戦争までの古代イベリア史を叙述した。ここに 16 世紀における国史編纂が始まったものの、カルロス 1 世が実録を重視していたため、その動きはいまだ低調であった。

これに対して、フェリーペ 2 世は虚栄の罪にあたるとして自身の実録を敬遠し、国史を優先させた。1558 年にオカンポが死去すると、1564 年に国史担当としてアルカラ・デ・エナレス大学修辞学教授のモラレスが国王修史官に起用され、『スペイン総合年代記』の続編にとりくんだ。旧稿で論じたように、その第 2 巻（1574 年）はローマ帝国の属州時代、第 3 巻（1577 年）は西ゴート時代、第 4 巻（1586 年）は 1037 年までのレオン・カスティーリャ史を扱うものであった。とくに第 4 巻では、アリウス派からカトリックに改宗したゴート王レカレドの末裔がアストゥリアス、レオン、カスティーリャの王家として続き、その血統がフェリーペ 2 世まで継続していることが主張された。それは、1580 年にポルトガル王国をも同君連合によって複合君主政に組み入れたスペイン近世王権のために、カトリック信仰を統合理念としてイベリア全土を治めるカトリック君主国 Monarquía Católica としての歴史的正当性を構築するための歴史解釈であった¹³。

しかし、1591 年にモラレスが死去した際、いまだ『スペイン総合年代

12 *Ibid.*, pp. 71-73.

13 内村、前掲論文、43～47 頁。

記』は11世紀前半までしか叙述できていなかったため、フェリーペ2世はバスク出身のガリバイを国王修史官に起用した。ガリバイは1571年に『スペイン史概略 *Los XL libros del compendio historial de las crónicas y universal historia de todos los reinos de España*』を出版し、カスティーリャ王国、ナバーラ王国、アラゴン連合王国、そしてイスラーム諸王朝の歴史を1492年にいたるまで叙述した実績があったためである。しかし、1592年にイエズス会士マリアナが『スペイン全史 *Historia general de España*』(ラテン語版1592年、スペイン語版1601年)を公刊し、カトリック両王期までの通史を完成させると、王権の関心は国史から離れていき、同時代を扱う当代史の執筆が国王修史官の主たる任務となっていく。ガリバイもまた、「カトリック王フェリーペ2世の年代記構想 *Traza y orden para la crónica del Católico Rey Felipe II*』という文章において当代史の執筆構想を整理した。ケーガンによると、ガリバイは王が生まれた1527年から1574年までのスペイン、イタリア、フランドル、インドiasで起きた出来事を編年体で叙述することを構想し、たんに君主個人を称揚する実録とは一線を画そうとした。しかし、ガリバイはこのような当代史を完成させることなく、1599年に没した¹⁴。

この当代史構想を引き継いだ修史官は、エレラであった。彼はすでに1580年代からフェリーペ2世の重臣に仕えながら、ポルトガル、オスマン帝国、イングランド、フランスに関する当代史の執筆・翻訳をつうじてスペイン王権の行動を擁護しており、1596年にはインドias修史官に、1598年には国王修史官に任じられていた。エレラは、ガリバイの構想をふまえつつ、『慎重王フェリーペ2世治下の世界史 *Historia general del mundo del tiempo de Felipe II el Prudente*』(1601～1615年)を公刊した。ケーガンによるとこの当代史は、16世紀後半を対象とし、スペイン、イングランド、フランス、フランドル、ドイツ、ポーランド、モスクワ大公国、オスマン帝国、インドias、そしてアジア各地の出来事を編年体で叙述したものであった。またエレラはインドias修史官としても活躍し、公的な初の体系的植民地史である『大洋の島嶼部と大陸部におけるカスティーリャ人の全事績 *Historia general de los hechos de los castellanos*

14 R. L. Kagan, *El rey recatado. Felipe II, la historia y los cronistas del rey*, Valladolid, 2004.

en las islas y tierra firme del mar océano』(1601～1615年)も執筆した。これは、1492年から1554年までの期間を八つの年代にわけ、初期の発見航海から、副王領が安定するまでを扱う植民地史であった¹⁵。

以上のように、王権に仕える修史官が16世紀に執筆した歴史書としては、カルロス1世期は実録が、フェリーペ2世期には1580年代までは国史『スペイン総合年代記』が、1590年代以降は当代史と植民地史が、それぞれの中心的な位置を占めていたことがわかる。このように修史事業の重心が変化した背景としては、前述のように歴史書に関する王個人の志向が強い影響を与えていたことにくわえて、1592年に登場したマリアナの『スペイン全史』が国史としての高い完成度に達していたことが大きな意味をもった。ガルシア・エルナンが指摘するように、1590年代以降は国史『スペイン総合年代記』の編纂は事実上放棄され、続編の執筆だけでなく、既刊の巻が重版されることもなくなったのである。そして、王権は1622年に晩年のマリアナに対して無俸給ながら国王修史官の称号を下賜したのである¹⁶。これは、王権による『スペイン全史』の公認といってよい。その一因としてクアルト・モネルが強調するのが、『スペイン総合年代記』の記述がカスティージャ王国史に収斂してしまい、ガリバイの『スペイン史概略』も諸国史の並列的な叙述にとどまったのに対して、マリアナの『スペイン全史』ではポルトガルも含めてイベリア諸国の歴史がそれぞれの時代の同時代現象として有機的に結びつけられた形で描かれた点である¹⁷。つまり、マリアナは諸王国の歴史をひとつずつ仔細に論じつつも、それらを相互に関連づけながら記述し、これらの諸国がカトリック両王からフェリーペ2世にかけてのスペイン王権の下でゆるやかに統合される歴史的な必然性を説くという、16世紀のスペイン君主国の由来を物語る長大な歴史書を書き上げたのである。そのため、1590年代から国王修史官の関心は当代史に移り、たとえばフェリーペ3世期のサンドバル修史官は当代史的な実録である『皇帝カルロス5世実録 *Historia de la vida y*

15 *Idem, op. cit., Clio and the Crown*, pp. 135-146 and 172-182.

16 R. García Hernán, “Construcción de las historias de España en los siglos XVII y XVIII”, R. García Cárcel (coord.), *La construcción de las historias de España*, Madrid, 2004, pp. 127-193.

17 B. Cuart Moner, “La larga marcha hacia las historias de España en el siglo XVI”, R. García Cárcel (coord.), *op. cit.*, pp. 45-126.

hechos del emperador Carlos V] (出版は1634年)を著した。また、フェリーペ4世期からカルロス2世期にかけてのペリセール修史官は、1640年に反乱を起こしたカタルーニャ特権身分層を批判する『カタルーニャ公国の理念 *La idea del Principado de Cataluña*』(1642年)を出版するなど、より直接的に王権の政治・軍事に奉仕する歴史叙述を行ったのである¹⁸。

二、建白書「歴史叙述に必要な事柄について」

前節でみた修史事業による歴史書の概要をふまえながら、本節以降では、その背後にあった修史官にとっての史料に関する認識と、それにもとづく史料収集の試みを考察していきたい。まず本節では、国王修史官のひとり、ファン・パエス・デ・カストロをとりあげる。彼は、前節でみたような一冊の書物として書き上げられた歴史書を世に出すことはなかったため、歴史の書き手としてはほぼ無名に近い修史官である。しかし、本節でとりあげる建白書によって、16世紀後半の修史事業に強い影響を与えることになった。まず、彼の経歴を一瞥してみたい¹⁹。

パエス・デ・カストロは1510年頃にカスティージャ王国のグアダラハラ市近郊で生まれ、1530年代にはアルカラ・デ・エナレス大学とサラマンカ大学で法学と諸言語を習得した。前者では同世代の友人として、後に国王修史官となって『スペイン総合年代記』を著すことになるモラレスと親交を結んだ。1545年、パエス・デ・カストロはカスティージャ顧問会議の高官からの推挙によってトレント公会議に派遣され、その報告書をスペイン宮廷に提出して文才を評価されるようになったという。そのまま1553年までイタリアに滞在し、ローマではスペイン出身の枢機卿をはじめとして教皇庁の内外に人脈を得て、司祭に叙された。1554年にはその人脈を頼って当時カルロス1世の宮廷が置かれていたブリュッセルに赴き、翌年に建白書「歴史叙述に必要な事柄について」を提出した。その内容が認められて国王修史官に任命されると、1556年には王室図書館の創設を進言し、さまざまな書籍・文書・文物をスペイン君主国各地から宮廷

18 Kagan, *op. cit.*, *Clio and the Crown*, pp. 223-244.

19 T. Martín Martín, “Juan Páez de Castro; aproximación a su vida y obra”, *La ciudad de Dios*, 201, 1988, pp. 35-55.

に収集することを新王フェリーペ2世に勧めた。この構想は、後にエル・エスコリアル図書館の着想源のひとつになったとされている。1559年にはフェリーペ2世に従ってカスティーリャ王国に帰国したが、1560年代には宮廷を退き、1570年に故郷で没した。

このような経歴をたどったパエス・デ・カストロは歴史書をみずから執筆することはなかった。しかし、スペイン君主国を代表するアルカラ・デ・エナレス、サラマンカ両大学で学び、法学をはじめとする諸学問や、ラテン語、ギリシア語、アラビア語、ヘブライ語を習得しており、人文学者としては一級の人物であった。また、トレント公会議の報告書や各種の建白書が王権から高い評価を受けている点からいっても、文筆家としての才はあったといえよう。そして、彼の才幹が発揮された分野とは、何らかの具体的な対象についての歴史そのものの叙述ではなく、歴史書の編纂のためにはどのような史料が必要であるかという議論、すなわち修史事業の基礎となる方法論的な考察であった。1555年に提出された建白書「歴史叙述に必要な事柄について」の内容が、まさにそのような史料論であった。本節では、その具体的な論旨を検討してみたい。

まず、この建白書の目的は次のように明示されている。パエス・デ・カストロは書物というものを建築物に喩え、風雨に負けない堅牢さのためには建物の素材 *materiales* を吟味せねばならないように、よい歴史書を書くためにも良質な素材、つまり史料を集めねばならないとする。このように、歴史を書くという行為を書き手の文才のみに還元するのではなく、執筆に先立っての史料収集を重視する姿勢は次の一文に凝縮されている。「歴史を書くということは、創作 *invención* にもとづくことではなく、機知 *ingenio* のみに頼っておこなうことでもありません。それは、記述すべき事柄を収集する労苦 *trabajo y fatiga* にもとづくため、それらを探し歩くことが必要なのです」²⁰。このように、歴史叙述に必須のものとされた史料とは具体的には何を指しているのか。それを論じることがこの建白書の目的であった。パエス・デ・カストロは、歴史書執筆に先行する準備工程を以下の3点にわけて示した。

第一の工程は、それぞれの歴史書がとりあげようとする空間と時間につ

20 Páez de Castro, *op. cit.*, p. 35.

いての認識を深めることである。彼自身の表現でいえば、「場所（どこで el dónde）」と「時（いつ） el cuándo」を明らかにする作業である。スペインの歴史の場合には、ローマ帝国の属州区分にもとづいて各地の特質を学ぶべきとされたが、その際に「あまりにも味気のないもの」にしないために、スペイン全土について次のような多様な情報を集めることが必要だとされた。

我々が見るべきなのは、使用されてきて、人の移ろいを表す諸言語や、都市、山河です。同時に、装束、法、慣習、信仰も見べきです。王、諸身分、大貴族、騎士団も扱うべきでしょう。これらの大半の事柄は何年のあいだ続いたのか。その始まりと終わりの原因は何か。どの都市が失われ、それはどこにあったのか。どの都市が新しく、誰がいつ建設したのか。それぞれの都市の属域 tierra はどのような農作物、動物、鉱物を産するのか。学識、信仰、武芸にもっとも秀でた人物がたくみに成し遂げたことは何か。これらの都市と属域において、記憶に値する出来事は何か。[スペイン君主国を構成する一筆者補足] 諸王国 reinos には、どのような学芸が古くからあり、どの学芸は新しいのか。装束のような習慣はどのようなものであり、現在までに失われた言語は何か²¹。

このような都市とその上級裁判権の下にある属域についての細やかな情報とは、ケーガンが指摘するように、地誌 topografía の概念にあてはるものであった。カルロス 1 世に仕え、フェリーペ 2 世にも影響を与えたとされる学者アピアヌスは、世界全体や一地方全体を考察対象とする地理学 geografía とは異なり、地誌学は個々の都市や村落の自然環境や建造物などを具体的に描写することが目標であるとして、地誌学と地理学を明確に区別した²²。アピアヌスによると地誌とは、「画家が耳や目などの顔の部分を描くように」「個々の土地をそれ自体として細かく描写して考察することであり、それらのあいだで、あるいは他のものと比較することではな

²¹ *Ibid.*, p. 33.

²² R. L. Kagan, “Felipe II y los geógrafos”, R. L. Kagan (dir.), *Ciudades del Siglo de Oro. Las vistas españolas de Anton Van den Wyngaerde*, Madrid, 1986, pp. 40-53.

い」とされる²³。このような地誌と地理の区分自体は古代ギリシア以来のものだが、このような近世ヨーロッパに受け継がれた伝統的な概念をふまえながら、パエス・デ・カストロは地誌的な情報が歴史を書くためにも必要だと提言したのである。

そのうえで第二の準備工程とされたのは、スペインの歴史的な形成過程を確認しておくことであった。これも彼自身の言葉を借りれば、「どのように el cómo」歴史が展開したかを明らかにしておくことであった。ここで具体的に想定されていたのは、「スペイン人 los españoles」と呼称されたイベリア半島の人々のあいだでの、あるいは彼らと他国との、戦争と征服の流れを学ぶことであり、カルロス1世の時代までに「諸王国がどのように結びついたか」を知悉しておくことであった²⁴。いわば、イベリア諸国の由緒をふまえつつ、それらを複合君主政によって結びつけた当代のスペイン君主国の形成過程を理解することだといえよう。第一工程が歴史の舞台となった「場所」と「時」という基本的な枠組を整理することだとすると、第二工程はそのなかで「どのように」歴史事象が展開したかを把握することであった。そしてパエス・デ・カストロは、当代には歴史の舞台はイベリア半島から、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、そしてアメリカへと広がっているため、世界規模に視野を拡大することを訴え、とくにインディアスではヨーロッパ人が思いもしなかった自然や民族が存在するため、とくに念入りに情報を集める必要性があると強調している。

以上のように、「どこで」「いつ」「どのように」歴史が展開したかを確認したうえで、第三の準備工程として、さまざまな史料を収集すべきだとされた。パエス・デ・カストロは、歴史書のためには以下のような史料が必要だと具体的に論じている²⁵。

まずは、第一工程で強調された地誌が記された「集落についての覚書 *memoriales del sitio*」である。彼は、スペイン全土だけでなく、カルロス1世が治める世界中の領国からくまなく集めることを推奨した。また、君主に仕える高貴な人物たちの「列伝 *relaciones de personas y diligentes*」も求められた。これらの「集落についての覚書」と「列伝」は、既存のも

23 P. Apianus, *La cosmografía de Pedro Apiano*, Amberes, 1575, f. 2r.

24 Páez de Castro, *op. cit.*, pp. 33-34.

25 *Ibid.*, pp. 35-36.

のがないため、新たに作成することが想定された種類の史料であった。

そのうえでパエス・デ・カストロは、既存の文書・書籍を集成することも力説した。まず、各地にある石碑・墓碑に刻まれた文章や、古い公証人文書を集めることが主張され、そこから王や貴族についての言及や、有力者が関わった訴訟内容に切り込むことができるとされた。また、各地の修道院やその学院、あるいは都市の「文書庫 *archivos*」を探訪し、各都市の「特権、財産、共有地、都市法、規約」を調査することや、さらには「スペイン諸王国それぞれの共通法 *derecho común de cada reino de España*」を把握することが求められた。これらは法に関わる史料といえるが、特定の都市社団とその属域にのみ適用される局地性の強い都市法と、スペイン君主国のなかで固有の制度を維持していたそれぞれの構成国が保持していた各国法を指している。君主を結び目としてゆるやかに統合されていたスペイン君主国には共通の世俗的な法制度は存在しなかったため、都市法と各国法を集成することは、16世紀中頃のスペイン君主国に存在していたほぼすべての世俗法を網羅することと同義であった。そしてパエス・デ・カストロは、これらにくわえて、良書か否かを問うことなく、「古今のあらゆる書物」を漏らさず集め、歴史編纂に資するべきとした。

最後に史料として挙げられたのが、君主自身が毎日の出来事を記す「備忘録 *comentarios*」であった。これは、一日ごとにその日の出来事、謁見した人物、滞在した場所などをカルロス1世みずからが箇条書きで記録するものとされた。建白書では、古代ローマ皇帝はこのような備忘録を好んで遺したとして、その後継者たる神聖ローマ皇帝でもあるカルロスに作成を進言しているが、このような簡潔な備忘録によって蓄積される君主についての基礎的な情報があってこそ、修史官は歴史を執筆できるとされている。

以上が、パエス・デ・カストロが第三工程で集めるべきとした史料群である。その種類は多岐にわたるが、一見して明らかなように、それらの収集は王権にかなしえないことであった。スペイン君主国各地の「集落についての覚書」、宮廷の重臣や大貴族の列伝、各地の都市法、カステリーヤ王国やアラゴン連合王国諸国などの各国法、それまでに世に出たあらゆる書物、そして王がみずから記す備忘録。どれをとっても、市井の文筆家が集められるようなものではなく、スペイン王権に直属する特権的な宮廷官

職である国王修史官でなければ集められないものであった。この意味において、建白書のなかで頻出する「歴史を叙述する *escribir la Historia*」という表現は、歴史書を書く行為一般のことではなく、スペイン王権の下での公定史の編纂という、きわめて特殊な行為を限定的に指しているのである。

では、このような史料の収集を提言したパエス・デ・カストロ自身は、どのような公定史を書くことを思い描いていたのであろうか。残念ながら彼は実際には歴史書を書いていないため、これらの史料群の性格から推定することしかできない。この建白書では君主自身による備忘録が重要な史料になりうるとされているが、これは明らかに、実録を好んだカルロス1世のための実録執筆を意図したものであろう。その一方で、都市社団から、複合君主政の構成国にいたるまでの法に関わる文書や、王に仕える重臣の列伝、さらには「集落についての覚書」などを体系的に集めることは、君主個人の事績ではなく、スペイン君主国としての通史である国史の編纂を目的としたものだったとあってよい。少なくともパエス・デ・カストロの構想としては、実録と国史の両方を執筆するために多様な史料を集めることが意図されていたのである。

その一方でこの建白書は、史料と歴史叙述の関係性について国王修史官がどのように考えていたかという点にも示唆を与えてくれる。この建白書のなかでは、歴史を叙述するという行為は史料の存在に拘束されるとされており、スペイン王権という16世紀ヨーロッパにおける最大の政治権力のための歴史編纂とはいえ、恣意的な叙述が許されるわけではなく、読み手が歴史書としての説得力を感じるような叙述をするためには、なによりも史料による裏付けが必要だとされている。このような歴史叙述と史料収集の不可分性についての認識は、パエス・デ・カストロに特有なものではなく、モラレス修史官が『スペイン総合年代記』で碑文を好んで引用したように、人文主義が定着した16世紀スペインの知識人にとってはむしろ水準的な認識であったといえよう。またこのような認識は、16世紀前半のイングランドでヘンリー8世に仕えた歴史家ジョン・リーランドが修道院や都市の文書庫を探訪して文書を収集したことや、17世紀フランスで学問としての古文書学を確立するジャン・マビヨンがフランス国内だけでなくドイツとイタリアも文書収集のために探訪したことと、同じ地平に

あつて共鳴するものだといえよう²⁶。この意味においてパエス・デ・カストロの建白書は、16世紀から17世紀にかけてヨーロッパの人文主義者に共有されていた、史料収集を重視する知的潮流のなかに位置づけられるものであろう。

しかし彼が、歴史を書くという行為を史料にもとづいて、あるいは史料による制約を抱えながら遂行されるべき営みだと自覚し、それを王権にも説いていたとしても、集めた史料の真贋をどのように吟味するか、またその史料からどのような史実が読み取れるのかという点にはほとんど注意を払っていないように思われる。佐藤真一によると、史料としての古文書の真贋を判定する学としての古文書学が成立するのはあくまで17世紀のことであり、マビヨンの功績は文書を集めるだけでなく、それを批判的に吟味する方法論を『古文書学』（1681年）によって確立した点にこそあるといつてよい²⁷。またケーガンによると、17世紀後半のスペインでもスコラ哲学的な解釈枠組みを批判する「刷新派 novatores」とよばれる知識人が登場し、歴史叙述の分野では史料の真正性を客観的に評価する動きが広まるが、そのひとりであったアバルカ国王修史官にはマビヨンの影響が認められるという²⁸。このような、17世紀後半に成立したフランス古文書学とその影響をうけたスペイン刷新派の姿勢と比較すると、史料収集の必要性を力説しつつも、その史料をどのように扱うべきかについては多くを語らない16世紀中葉のパエス・デ・カストロは、史料批判についての考察がまだ深化していない段階にあったといえるのではないだろうか。とはいえ、網羅的に史料を収集しようとする彼の構想は、次節でみるように、16世紀後半の修史事業に強い影響を残すことになったのである。

三、地誌報告書の収集

さて、現在のスペイン近世史研究者にとっては、パエス・デ・カストロは国王修史官としてよりも、地誌報告書の発案者として馴染みがあるだろ

26 鶴島博和「『歴史』の誕生—エドワード・デリング卿の知的ネットワークと「歴史学」c. 1620-c. 1644」高田実・鶴島博和編『歴史の誕生とアイデンティティ』日本経済評論社、2005年、1～37頁。佐藤真一『ヨーロッパ史学史』知泉書館、2009年、182～202頁。

27 ジャン・マビヨン（宮松浩憲訳）『ヨーロッパ中世古文書学』九州大学出版会、2000年。

28 Kagan, *op. cit.*, *Clio and the Crown*, pp. 256-268.

う。地誌報告書とは、1570年代後半から新カスティーリャ地方とアメリカ植民地という二つのカスティーリャ王国領において、それぞれの質問状が都市・村落に一斉に送付され、都市・村落当局がその地理、歴史、世帯数、生産能力、自治制度、教会などについて回答した報告書である。新カスティーリャ地方だけでも、700点をこえる地誌報告書が提出された。この地誌報告書は16世紀後半の農村社会についての第一級の史料群であり、社会経済史、制度史、心性史などの研究を可能にしてきた。日本でも五十嵐一成がはやくからその学術価値に注目し、基本史料として用いてきた²⁹。

ところで、このように都市・村落ごとの地誌を収集する王権の試みは、すでに1517年にフェルナンド・コロンによって開始され、1523年までにカスティーリャ王国を中心とする1,322ヶ所から名称、法的地位、世帯数、自然環境、建造物、伝承などに関する地誌情報が集められていた³⁰。しかし先行研究によると、1570年代の地誌報告書の収集にとって、直接的な着想源になったのは、パエス・デ・カストロによる建白書であったという。彼は史料のひとつとして「集落についての覚書」を挙げていたが、カンポス・イ・フェルナンデス・デ・セビーリャによると、1559年にパエス・デ・カストロ国王修史官はどのような地誌情報が必要かを具体的に検討し、51項目の調査案をまとめていたという（表参照）³¹。この調査案では、所在地の自然景観や建造物など、物理的な意味での集落についての情報にくわえて、制度的・社会的な側面（統治制度、結婚の習俗、災厄への対処など）に関心が寄せられていた。この調査案が、1570年代の実際の質問状の内容と共通していることから、パエス・デ・カストロの着想が地誌報告書の直接的な源になったと考えられている。

ただし、彼自身は1560年代に隠棲したため、地誌報告書の収集を実際

29 N. Salomon, *La vida rural castellana en tiempos de Felipe II*, Barcelona, 1973 (1964年の初版はフランス語); 五十嵐一成「16世紀スペイン帝国における諸調査の実態と意義—「スペイン諸村落の報告」を中心に」『北大史学』15号、1975年、10-20頁。同「16世紀新カスティーリャにおける諸村落の売却と村落自治」『史学雑誌』84巻7号、1975年、1-38頁; 同「16世紀後半の新カスティーリャにおける領主制の構造」『土地制度史学』70号、1976年、40-55頁; W. A. Christian, *Local Religion in Sixteenth-Century Spain*, Princeton, 1981; F. J. Campos y Fernández de Sevilla, *La mentalidad en Castilla la Nueva en el siglo XVI*, Madrid, 1986; H. Nader, *Liberty in Absolutist Spain. The Sale of Towns, 1516-1700*, Baltimore, 1990.

30 A. Laborda, *Descripciones de don Fernando Colón, 1517-1523*, Madrid, 2002.

31 F. J. Campos y Fernández de Sevilla, “Las relaciones topográficas de Felipe II; índices, fuentes y bibliografía”, *Anuario Jurídico y Económico Escurialense*, 36, 2003, pp. 441-574.

に指揮したのは、歴史編纂に強い関心をもち、インディアス修史官職を新設したインディアス顧問会議のオバンド議長であった。アメリカ世界の情報収集が必要だと考えていたオバンドは、1571年にインディアス修史官とインディアス地理編纂官をロベス・デ・ベラスコに兼任させると、「インディアス全体と各地方についての調査書、描写、報告書」のために、1571年には200項目の、1573年には135項目の調査案を作成させた³²。さらにオバンドは、1574年に財務顧問会議の議長も兼任すると、出身地のコリア司教区（カスティーリャ王国エストレマドゥーラ地方）の村落に24項目の質問状を送り（表参照）、村落当局からの回答を求める方式での収集を試験的に行った。というのも、それまでのコロンによる調査やインディアスでの情報収集は官吏が現地調査をする方式だったが、より詳細な地誌を知るためには在地の自治当局からの報告の方が望ましいと考えられたためである。そのうえでオバンドは、1575年から地誌報告書の収集を本格化させた。

この事業は、新カスティーリャ地方では1575年に、インディアスでは1577年に質問状の送付が始まり、前者については1578年に修正版の質問状が再送され、提出が促された（表参照）。とくに1575年の質問状では、世帯数や農業・牧畜業の生産能力を表す十分の一税についての質問が含まれるなど、共同体の経済力を把握しようという政治的な意図が明確であった。しかし本稿の問題関心としては、歴史編纂のための史料である「集落についての覚書」としての側面に注目したい。というのも、1575年の質問状に添えられた訓令書には、歴史編纂の一環としての位置づけが次のように明記されていたからである³³。

現在に至るまで [スペイン君主国の] 諸王国の村々にまつわる個々の記述がなされておらず、それゆえにそれが存在しないことに鑑み、こうした記述は諸王国の威信と威容を示すのに適しているため、村々の特色と特筆すべき事柄についての記述と歴史を描くべきと決したのである。

32 F. de Solano (ed.), *Cuestionarios para la formación de las Relaciones Geográficas de Indias, siglos XVI-XIX*, Madrid, 1988.

33 Campos y Fernández de Sevilla, *op.cit.*, “Las relaciones”, pp. 453-456.

そのうえで、村落の来歴を問う質問がなされた。

この村は古いものか、新しいものか。また、いつの時代に建設され、創設者は誰か。いつの時代にモーロ人から勝ち取られたのか。あるいは、これらについて思うところを述べよ（第2問）。

この村の領主にして所有者は国王であるのか、個人の領主であるのか。あるいはサンティアゴ、カラトラバ、アルカンタラ、聖ヨハネのいずれかの騎士団が領主であるのか。または自由集落であるのか。その原因はなぜか。もし、そのような〔領主所領の〕状態であるならば、いつ王冠から譲渡され、〔王領地ではない〕現在の状態になったのか（第7問）。

先行研究ではこれらの点をふまえて、地誌報告書の目的は、少なくとも当初の構想段階では、「スペイン諸王国の全体的な歴史書・地理書の編纂」であったとされ、パエス・デ・カストロによる建白書がその着想源とされている³⁴。とくにアルバル・エスケラはこの点を強調し、王権の意図は人口・経済力の把握といった実利的なものではなく、各集落の個別的・具体的な「小歴史」である地誌を集めることでスペイン全体の「大歴史」を描く歴史編纂であったとしている³⁵。

このように、地誌報告書の収集が修史事業の一環として始まったという点については、先行研究は一致している。しかし先行研究では、建白書「歴史叙述に必要な事柄について」が注目されながらも、前節でも引用した「集落についての覚書」の箇所だけが強調され、パエス・デ・カストロの構想

34 J. U. Martínez Carreras, “Las <Relaciones> histórico-geográficas del siglo XVI”, M. Jiménez de la Espada (ed.), *Relaciones geográficas de Indias. Perú*, t. I, Madrid, 1965, p. XLVI.

35 A. Alvar Ezquerro, “Memoria de un reinado; los Reyes Católicos y la Descripción de los pueblos de España de setenta años después”, L. A. Ribot García, J. Valdeon Barque y E. Maza Zorilla (coords.), *Isabel la Católica y su época*, vol. 2, Valladolid, 2007, pp. 1099-1105; Idem, “Sobre la descripción de los pueblos de España y su ambiente historiográfico (circa 1575)”, D. García Hernán (ed.), *La historia sin complejos. La nueva visión del Imperio Español*, Madrid, 2010, pp. 79-98.

が全体として理解されているとはいいがたい。彼が「集落についての覚書」を、すなわち地誌を重視したことはたしかだが、それはあくまで王権が集成すべきさまざまな史料のひとつにすぎず、地誌だけを積み重ねていけば自然と歴史書ができあがると考えられていたわけではなかった。パエス・デ・カストロにとっての「集落についての覚書」とは、他の史料群とあわせて利用されてはじめて、王権の下での歴史編纂に資するものと捉えられていたのである。彼の史料論からすると、どれだけ重要であっても、地誌報告書は他の史料と同格な一史料に位置づけられていたといつてよい。また、王権にとっての地誌報告書の目的も、学術的な目的だけでなく、地方統治の必要性から、在地の村落ごとの情報収集という実利的な側面もあったと考える方が自然であろう。

さて質問状を受け取った各村落では、多くの場合、村役人や古老などが質問に口頭で答え、その内容を聖職者や公証人が筆記したものが地誌報告書となり、地方都市に派遣されていた国王代官をつうじて宮廷に提出された。1577年には、アメリカ植民地でも収集が開始された。先住民村落の場合、住民への聴き取りにもとづいて植民地官吏が筆記する形で作成された。このときの質問状でも、発見・征服、名称の由来、異教時代の支配体系や慣習など、先スペイン期に遡って歴史に関する情報を集めることが意図されていた。また、先スペイン期についての調査自体は16世紀前半から行われていたが、先住民自身が口述した内容にもとづく報告書をインディアス全土から提出させる方式は今回が初めてであり、本国における事業との連動性は明らかであろう。そして1578年には、新カスティーリャ地方でまだ提出していない村落に促すために45項目の質問状が送られたが、そこでも前述の歴史関係の質問はそのまま踏襲されている（第3問、8問）。

このように発送された質問状に対して、現存するかぎり、新カスティーリャ地方からは1581年までに721通、アメリカ植民地からは1586年までに208通の地誌報告書が提出された。これらは、『スペイン総合年代記』のモラレス国王修史官や、インディアス修史官ロペス・デ・ベラスコが閲覧したと考えられている。さらにボウサによると、ロペス・デ・ベラスコは1583年にアラゴン連合王国とポルトガル王国でも地誌報告書を収集するようにフェリーペ2世に進言したという³⁶。たしかに、実際には新カスティーリャ地方にほぼ限定して発送された質問状には次のような表現があ

り、地誌報告書の収集をより広域で行うことが想定されていたといえよう。

通常、この村落はどの王国 *reino* に属すとされているのか。カスティーリャ、レオン、ガリシア、トレード、グラナダ、ムルシア、アラゴン、バレンシア、カタルーニャ、ナバーラのいずれの王国に属すのか。それらの諸王国のどの地方に属すのか。カンポス、アルカリーア、ラ・マンチャなどの地方名で述べよ（第5問）³⁷。

「王国 *reino*」という語が指す意味内容は、カスティーリャ王国とアラゴン連合王国で異なる。カスティーリャ王国 *Corona de Castilla* も、元来はレオン王国 *Reino de León* とカスティーリャ王国 *Reino de Castilla* の同君連合によって13世紀に成立したが、両国の身分制議会がひとつに統合されるなど、制度上の統一が早期に進んでいた。その後、レコンキスタの進展によってカスティーリャ領に編入された地域にも王国 *reino* の称号が付されたものの、もはやそれは国制としては意味のない雅称にすぎなくなっていた。したがって、上記の王国名のうちムルシアまでは、たんにカスティーリャ王国内の地域名を列挙しているにとどまる。それに対して、12世紀にアラゴン王国 *Reino de Aragón* とカタルーニャ公国の同君連合によって成立したアラゴン連合王国 *Corona de Aragón* では、13世紀に編入したバレンシア地方も同格の王国とし、身分制議会をはじめとする各王国の法と制度を維持したままのゆるやかな統合にとどまっていた。そのため上の質問文では、カスティーリャ王国内の地域を指す雅称と、アラゴン王国・カタルーニャ公国・バレンシア王国という制度的な実体をもつ国家の名称という、国制的には位相の異なる単位が同じ語で記されていることになる。いずれにせよこの第5問は、実際に地誌報告書の収集が行われたカスティーリャ王国だけでなく、アラゴン王国、カタルーニャ公国、バレンシア王国、ナバーラ王国というスペイン君主国の他の構成国にまでこのプロジェクトを拡大することが当初から王権の念頭にあったことを示唆し

36 Martínez Carreras, *op. cit.*, p. LVIII; F. J. Bouza Álvarez, “Monarquía en letras de molde; tipografía y propaganda en tiempos de Felipe II”, *Imagen y propaganda. Capítulos de la historia cultural del reinado de Felipe II*, Madrid, 1998, pp. 134-152.

37 Campos y Fernández de Sevilla, *op.cit.*, “Las relaciones”, p. 464.

ているといえよう。パエス・デ・カストロが1555年の建白書で論じていたように、「集落についての覚書」、すなわち地誌報告書はスペイン王権が統治する諸領域からくまなく収集することがめざされていたのである。

しかし実際には、この試みはカスティーリャ王国領である新カスティーリャ地方とアメリカ植民地でなされたにとどまった。その一因としては、第一節でみたように国王修史官の関心が1590年代には国史から当代史に移ったことが挙げられるだろう。しかし、制度的な問題として、地誌報告書の収集のために王権が利用できる統治制度がカスティーリャ王国以外には存在しなかった点も見落とすわけにはいかない。カスティーリャ王国ではカトリック両王期以降、王領地都市に国王代官 *corregidor* が派遣され、都市当局と協力しながら地方統治を行っていた。これはあくまで、在地の都市支配層が掌握する市参事会 *regimiento* との協力に依存したものであり、国王代官が農村部に命令を伝達するためには、広大な属域を上級裁判権によって支配する市参事会を介在させる必要があった。したがって、カスティーリャ王国においてすら王権の地方統治は在地の有力社団とその支配層の協力なしには成り立ちえないものだったが、この経路が存在したからこそ、マドリード市、トレード市、グアダラハラ市、クエンカ市などの新カスティーリャ地方諸都市をつうじて王令が末端の村落にまで伝達されたのである。しかしこのような地方統治制度は、特権身分層の自治に委ねられていたともいえるスペイン君主国の他の構成国には存在しなかったため、国制的な観点からみて、地誌報告書をアラゴン連合王国で収集することは困難であった。スペイン王権の修史事業は、ここで複合君主政という国制の壁にぶつかったのである。

いずれにせよ、1580年代までに収集された地誌報告書はエル・エスコリアル図書館に収蔵されることになった。しかしこれらの地誌報告書も、修史官によって史料として積極的に利用されることはなかった。そのまま保管された地誌報告書は、18世紀後半に王立歴史アカデミアが歴史・地理事典を編纂する際に参照されることはあったが、歴史学研究において本格的に利用されるのは19世紀以降のことになる³⁸。このように、地誌報告書は16世紀の修史事業に直接的に貢献することはなかった。しかし、

38 C. Manso Porto, "El diccionario geográfico-histórico de España de la Real Academia de la Historia", *Iura Vasconiae*, 2, 2005, pp. 283-332.

スペイン王権がパエス・デ・カストロの献策にもとづき、歴史編纂に必要なと考えられたさまざまな史料のひとつとして、地誌報告書をカスティーリャ王国の統治制度をつうじて収集したこと自体は事実である。したがって、スペイン王権の修史事業を考察する際には、国王修史官やインディアス修史官による執筆行為という狭義の歴史編纂作業だけでなく、そのための準備段階に位置づけられた史料収集の構想とその実施までを含めて、全体像として把握しなければならない。

おわりに

本稿は、16世紀にスペイン王権の下で行われた修史事業を、プロジェクトとしての全体像において把握することを課題としていた。第一節では修史官制度の概要と、16世紀後半にどのような歴史書が編纂されたかを整理した。王権に直属する宮廷官職である国王修史官は、フェリーペ2世期に国史『スペイン総合年代記』をあいっいで出版したものの、1590年代以降はより政治的な意図が明白な当代史に活動の重心を移していった。第二節では、パエス・デ・カストロ国王修史官による建白書「歴史叙述に必要な事柄について」（1555年）の内容を紹介し、実録と国史を編纂するためには、君主自身による備忘録、当時の地誌概念にもとづく「集落についての覚書」、重臣の列伝、各種の法文書、そしてあらゆる出版物を集めることが修史のための基礎作業として提言されたことを確認した。そして第三節では、この建白書で示された「集落についての覚書」としての地誌報告書が1570年代後半からカスティーリャ王国領で収集された過程をみた。

本稿で明らかにしたように、16世紀後半におけるスペイン王権の修史事業とは、史料の収集からはじまって実際の歴史書の執筆・出版にいたるまでの、包括的な歴史編纂のプロジェクトとして構想されていた。ただし第三節でみたように、修史官の構想を実行に移そうとすると、複合君主政という国制上の制約に直面した点を見落とすことはできない。地誌報告書に関していえば、パエス・デ・カストロはスペイン君主国の全土から広く「集落についての覚書」を作成・収集することを進言したが、実際にそれを行うことができたのはカスティーリャ王国のみであった。第二節でみた

ように、人文主義が定着した16世紀ヨーロッパで歴史を記述するためには、典拠となる史料の存在が欠かせないことは修史官も強く認識していたのだが、その認識にもとづいて修史事業を展開しようとするれば、その初期段階である史料収集において現実の国制による制約を受けざるをえなかったのである。したがって、スペイン王権による修史事業を理解するためには、近世ヨーロッパにおける人文主義的な知の潮流の存在と、近世ヨーロッパにおける複合君主政の典型であるスペイン君主国が抱えていた国制構造という、二重の意味での近世という時代性のなかで展開したプロジェクトであった点を考察の出発点とせねばならない。この点をふまえつつ、第一節で言及した修史官による歴史書の記述内容についてテキスト分析を進めていくことによって、学知の側面からスペイン近世王権の特質に迫っていくことを今後の課題としたい。

表 地誌報告書の質問項目

	1559年案	1574年	1575年	1577年	1578年
1	所在地	村落の名称	村落の名称	所属する地方	村落の名称
2	所属する地方	紋章	建設・征服の時期	発見・征服事業	世帯数とその増減
3	住民数	社団としての地位	社団としての地位	気候	建設・征服の時期
4	河川	所属する地方	所属する地方	土地質	社団としての地位
5	教区	王領地・領主所領	国境・海岸	インディオの人口・言語	所属する地方
6	教会裁判権	国王代官管区	紋章	緯度	国境・海岸
7	教会収入	議会代表都市	王領地・領主所領	植民地当局管区	紋章
8	村落収入	周辺村落	議会代表都市	他都市との距離	王領地・領主所領
9	領主	土地質	高等法院管区	都市の変遷	高等法院管区
10	領主収入	河川関連	国王代官管区	所在地の高低	国王代官管区
11	租税	鉱山	教会行政管区	インディオ村落の首邑	教会行政管区
12	参事会	海岸からの距離	騎士団領管区	他集落との距離	騎士団領管区
13	世俗裁判権	世帯数、職種	東隣の村落	現地語での呼称	東隣の村落
14	避難場所	家屋	南隣の村落	異教時代の領主	南隣の村落
15	外国人居留区	軍事施設	西隣の村落	異教時代の歴史	西隣の村落
16	領主への奉仕	著名な建造物	北隣の村落	土地の状態	北隣の村落
17	硬貨	著名なできごと	土地質、気候	土地の健全さ	土地質
18	国王の権能	著名な人物	薪、狩猟	山脈からの距離	薪、狩猟
19	結婚	特権	山地	河川	山地
20	持参金	教会、修道院	河川	湖	河川
21	夫婦間贈与	祝祭	川沿いの農地	洞窟	水源
22	既婚女性の財産	聖遺物	粉ひき場、橋、渡し	樹木	牧草地
23	相続	廃村	水源	林業	牧畜
24	遺言	その他	牧草地	穀物	鉱脈
25	遺言の設定項目		農地	外来の穀物	海岸からの距離
26	寄進		十分の一税	インディオの家畜	港
27	後見人		鉱山	土着・外来の動物	砦
28	子弟の財産		岩塩・大理石	鉱山	所在地の高低
29	不許可結婚		海岸からの距離	宝石の鉱脈	城塞
30	教育施設		港湾設備	岩塩鉱	家屋
31	大学		砦	家屋	著名な建造物
32	民兵		所在地の高低	軍事施設	著名なできごと
33	守備隊		城塞	交易・輸送	著名な人物
34	民兵の財源		城代職	司教区	名家
35	装束		家屋	小教区	生計手段
36	食物		著名な建造物	修道院	聖俗の裁判権
37	訓練		著名なできごと	施療院	属域
38	騎馬		著名な人物	海岸	教会
39	祝祭		世帯数とその増減	岩礁	施療院
40	公職		貴族	潮の満ち引き	聖遺物
41	疫病対策		家紋	岬	祝祭
42	飢饉対策		貧富	港	修道院
43	火災対策		聖俗の裁判権	港湾設備	廃村
44	金貨・銀貨		聖俗の公職者	港の水深	その他
45	同盟・兄弟団		属域	港の出入り口	署名

26 内村俊太

	1559 年案	1574 年	1575 年	1577 年	1578 年
46	果樹被害対策		特権の由来	薪・飲料水	
47	耕作		領主裁判権・特権	付属の島嶼	
48	果樹・狩猟		教会	魔村	
49	薪		聖職者	その他	
50	貴族		司祭の収入	署名	
51	貴族・平民の差		聖遺物		
52			祝祭		
53			修道院		
54			施療院		
55			街道		
56			魔村		
57			その他		
58			近隣の所領		
59			市		

出典

F. J. Campos y Fernández de Sevilla, “Las relaciones topográficas de Felipe II; índices, fuentes y bibliografía”, *Anuario jurídico y económico escorialense*, 36, 2003, pp. 447-468.

F. de Solano (ed.), *Cuestionarios para la formación de las Relaciones Geográficas de Indias, siglos XVI-XIX*, Madrid, 1988, pp. 81-86.

- ・1559 年案はファン・パエス・デ・カストロ国王修史官による私家
- ・1574 年の地誌報告書はコリア司教区のみで試験的に収集
- ・1575 年、1578 年の地誌報告書は主に新カスティーリャ地方で収集
- ・1577 年の地誌報告書はインディアス全土で収集